

こどもの国公園園路改修等設計業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1. 工事概要

(1) 目的：

沖縄こどもの国（以下、「本施設」）は、開園から50年以上が経過し、園路の老朽化や植物の枯損や外来種の拡大等の課題を抱えており、来園者の快適性や本施設の維持管理性等を踏まえた園路及び植栽計画を立案し観光誘客施設として周遊空間を再構築する必要がある。

本業務は、沖縄こどもの国施設整備基本計画、沖縄こどもの国施設整備計画デザインガイドライン、沖縄こどもの国施設整備計画マスタープラン等に基づき、本施設の園路及び植栽に関する計画及び設計業務を行うものである。

(2) 業務名：こどもの国公園園路改修等設計業務委託

(3) 業務箇所：沖縄市胡屋五丁目7番1号 他

(4) 業務概要：本業務は、概要仕様書及び事業者提案に基づき、本施設の園路舗装計画、植栽配置計画、各設計、各調査、概算工事費の算出等を行なうものである。

(5) 契約上限額：37,388,000円（消費税含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

(6) 工事期間：契約締結翌日から令和6年11月29日まで

2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと

(2) 公示日現在から請負契約候補者特定の日まで、沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成24年4月16日決裁）の規定による参加停止の措置を受けていないこと

(3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て中又は破産手続き中で

ない者

(6) 過去に同種業務の実績を有すること

同種業務とは、平成 25 年度以降に完了したもので、国又は地方公共団体が発注した、動物園、博物館、水族館、もしくは集客施設(その他類似施設等)におけるランドスケープ及び環境演出、改修等の設計等を受注した実績とする。(設計 JV の場合は構成員も含む)

(7) 参加しようとする者の所在地が日本国内にあること

(8) 設計について、管理技術者を配置すること

(9) その他、本業務を確実に遂行できること

3. 技術者等の要件

(1) 管理技術者及び各業務の担当技術者の配置は次による。また、各分野における有資格者は、必要に応じて適宜配置すること。なお、協議を行い発注者の承諾を得た時に限り、担当者の一部を再委託等外部技術者も可とする。

4. 日程

- (1) 公募開始及び実施要領配布期間： 令和6年4月12日(金)～ 令和6年5月2日(木)
- (2) 質問書の受付： 令和6年4月22日(月) 正午まで
- (3) 質問書に対する回答： 令和6年4月25日(木) ※予定
- (4) 参加申込の受付期間： 令和6年5月 2日(木) 正午まで
- (5) 企画提案書類の受付期間： 令和6年5月 2日(木) 正午まで
- (6) 第1次審査(書類審査)： 令和6年5月 7日(火) ※予定
- (7) 第1次審査結果通知： 令和6年5月 7日(火) ※予定
- (8) 評価委員からの質疑： 令和6年5月10日(金) ※予定
- (9) 質疑に対する回答： 令和6年5月13日(月) 正午まで ※予定
- (10) 第2次審査(書面審査)： 令和6年5月14日(火) ※予定
- (11) 最終結果通知： 令和6年5月15日(水) ※予定
- (12) 契約締結予定： 令和6年5月下旬 ※予定

5. 参加申請書及び企画提案書の提出について

(1) 参加申請書 原本1部、副本1部 ※A4用紙

ア 参加申請書(様式第1号)

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 業務実績（様式第3号）

※契約候補者には、確認のため受託業務の内容を証明する契約書及び仕様書等の写しを求める。

エ 管理技術者の資格・実績等（様式第5号）

※保有資格を証明する資格証等を添付すること。

オ 業務参考見積（A4用紙、書式自由）

カ 国税納税証明書（様式その3の3）

キ 滞納のない証明書等（所在の市区町村、企業体で応募の場合は構成員すべて提出）

ク 会社のパンフレット等があれば提出（構成員含む）

（2）企画提案書（任意様式）原本1部、副本9部 ※A3用紙、10ページ程度

下記のテーマについて、提案内容をまとめること。

ア 実施体制及びスケジュール

イ 景観性、快適性、維持管理性等をまとめた資料

ウ その他提案事項

6. 参加申請書及び企画提案書の提出方法

（1）提出方法： 持参又は郵送（提出期限内必着）

※郵送で提出する場合は、配達されたことを証明できる方法とする。

（2）提出先： 沖縄市 企画部 プロジェクト推進室 （担当：山口・兼城）

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

TEL 098-939-1212（内線2436）

（3）提出期限： 令和6年5月2日（木）正午まで

7. 質問書の受付及び回答

プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、下記を参照すること。

（1）質問受付： 令和6年4月22日（月）正午まで

（2）提出方法： 質問書（様式第6号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。

※電子メール以外の方法で提出された質問には、原則として回答しない。

（3）回答日： 令和6年4月25日（木）※予定

(4) 回答方法： 市公式ホームページに掲載

※類似する質問に関しては併せて回答する場合もある。

(5) 提出先： b27project@city.okinawa.lg.jp

沖縄市 企画部 プロジェクト推進室 (担当：山口・兼城)

8. 審査概要

プロポーザルの審査は、本業務に関する評価委員会によって厳正に審査するものとし、審査方法は次のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された提案書類を下記（4）で示す審査基準及び配点に基づいて事務局で審査を行う。応募者多数の場合は、上位3者程度を選考するものとする。なお、事務局は沖縄市企画部プロジェクト推進室とする。

(2) 第2次審査（企画提案書による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、提出された企画提案書について下記（4）で示す審査基準及び配点に基づいて審査し、第2次審査の点数により、最も優れている提案者を選定する。

なお、評価委員から企画提案書について質疑がある場合、質疑回答書も参考に審査する。

① 評価委員からの質疑： 令和6年5月10日（金）※予定

② 質疑に対する回答： 令和6年5月13日（月）正午まで※予定

③ 質疑及び回答方法： 質疑及び回答書（様式第7号）に回答内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。

④ 回答書の提出先： b27project@city.okinawa.lg.jp

沖縄市 企画部 プロジェクト推進室 (担当：山口・兼城)

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査： 審査結果及び第2次審査の実施について、書面により通知する。

② 第2次審査： 審査結果（選考結果）を書面により通知する。

(4) 審査基準及び配点

選定に係る評価項目等は次のとおりとする。

① 1次審査

評価項目	評価事項	配点
基本事項（企業）	企業信頼度（資本金）※企業体の場合は代表者	5

	企業信頼度（経営年数）※企業体の場合は代表者	5
	地域精通度（市内に本社・支社・営業所があるか、または含んでいるか）	5
	業務実績（同種・類似業務）	5
技術者の実績等	管理技術者の業務実績（同種・類似業務）	10

②2 次審査

評価項目	評価事項	配点
実施体制及びスケジュール	役割分担及び業務スケジュールを明確に提示し、効果的かつ効率的な業務の実施に向けた体制及びスケジュールとなっているか。	20
景観性	周辺環境との調和や色彩バランス等に優れ、来園者が心地良いと感じられる空間デザインの提案となっているか。	20
快適性	歩行空間の機能向上や緑陰の配置など来園者の快適性に配慮した提案となっているか。	20
維持管理性	維持管理に配慮した提案となっているか。	20
その他提案事項	その他に効果的、効率的な提案がなされているか。	20

(5) 判定および契約候補者の選定

判定は、評価委員会において審査する第2次審査の評価点により行い、評価点が高かったり、最も高い提案者（以下、「最優秀提案者」という。）を契約候補者として選定する。ただし、評価点が満点の60%以上でなければ最優秀提案者として選定しないものとする。

なお、最優秀提案者が複数いる場合、評価委員会において協議して選定するものとする。

(6) 提案が1者のみの場合における選定方法

提案が1者のみの場合においても、上記に示す審査と同様の選定方法とする。

9. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格を満たさないもの

- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

10. 契約に関する事項

(1) 契約候補者の特定

沖縄市は、評価委員会が選定した者を、本業務請負契約に係る随意契約の候補者として特定する。

ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と契約が締結できない場合には、次点者を候補者として再特定する。

- ①候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項、または、第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ②候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ④候補者が本契約の締結を辞退したとき
- ⑤その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 契約金額

契約金額は、沖縄市の定める本業務に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ①本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い進めていくものとする。
- ③ 本業務の実施体制に記載した配置予定技術者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

11. その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

- (5) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 本業務の実施に当たり、沖縄こどもの国の指定管理者からの意見聴取及び連携を図ること。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (8) 評価委員の役職・氏名に関する質問や、他の参加者に関する質問には応じないものとする。
- (9) 本業務の実施にあたっては、市と十分な協議を行い、指示事項については、責任を持って対応すること。
- (10) 本業務の実施にあたっては、来園者の安全確保や不利益を与えないように配慮すること。
- (11) 本業務は、沖縄こどもの国施設整備基本計画、沖縄こどもの国施設整備計画デザインガイドライン、沖縄こどもの国施設整備計画マスタープランなど過年度に実施した計画策定及び各種調査結果等に基づいて進めるものとする。

1 2. 配布資料

市ホームページに、沖縄こどもの国施設整備基本計画、沖縄こどもの国施設整備計画デザインガイドライン、沖縄こどもの国施設整備計画マスタープランを公開する。